

議第156号

滋賀県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年9月18日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

滋賀県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年滋賀県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第30条の2第1項」を「第19条の3」に改める。

第28条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条から第5条まで」を「第6条から第8条まで」に改める。

付 則

この条例中第3条第3項の改正規定は戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から、第28条の改正規定は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行の日から施行する。